

同窓会会則

第一工業大学同窓会会則

第一章 総則

(本会の名称)

第1条 本会は、第一工業大学同窓会と称する。

(本会の目的)

第2条 本会は、第一工業大学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を共有し、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 機関誌の発行、ホームページ等の管理運営や広報活動に関する事業
- 2 会員名簿の整備及び管理
- 3 母校の発展に寄与する事業
- 4 会員に対する学術振興及びスポーツ・文化振興を支援する事業
- 5 その他本会の目的を達成するための必要な事業

(本部の所在地)

第4条 本会は、所在地を霧島市国分中央1丁目10番2号 第一工業大学内に置く。
2 本部に事務局を置き本会の事務を処理する。

第二章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は、次の資格を有する者を会員として組織する。

- 1 第一工業大学の卒業生・・・・・・・・正会員
- 2 第一工業大学の在校生・・・・・・・・学生会員
(学生会員は、卒業後、正会員となる。但し、上野キャンパス学生は除く。)

(会員の地位)

第6条 会員は、原則として入学時に会費を納入しなければならない。
2 会費を納入した会員は、機関誌の交付を受けることができる。
3 会費を納入した会員は、本会の役員となることができる。

(会費)

第7条 会費は、次のとおりである。

- 1 正会員 金 30,000 円
- 2 学生会員 金 30,000 円 (入学時納入)

(納入方法)

第8条 会費の納入は、現金払込、郵便振替、銀行振込、口座自動引落とし等の方法による。
なお、前条に定める会費は、原則として入学時に学費とともに諸会費として納入する。

(脱会)

第9条 会員は、次のいずれかの理由に該当するとき、本会を退会したものとす。

- 1 死亡
- 2 第10条の規定による退会届の受理
- 3 第11条の規定による除名

(退会届)

第10条 正会員は、退会届を提出することによって本会を退会することができる。
ただし、退会、除名その他理由のいかんを問わず会費の返還はできない。

(除名)

第11条 会員が本会の秩序を乱し、又は名誉を損なう等の行為を行ったときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

第三章 役員

(役員構成)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- 1 名誉顧問 1名
- 2 名誉会長 1名
- 3 会長 1名
- 4 副会長 1名
- 5 監事 3名
- 6 常任幹事 若干名
- 7 幹事 若干名
- 8 会計監事 若干名
- 9 会計 若干名

(役員職務)

第13条 役員職務は、次の通りとする。

- 1 名誉顧問は、会務の遂行に対し意見を述べることができる。
- 2 名誉会長は、会務の遂行に対し意見を述べるができる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括して幹事会及び常任幹事会を招集し、議長となってその決議を執行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 5 監事は、業務及び会計監査に関する事項を監査する。
- 6 会長、副会長、及び監事は常任幹事を兼務する。
- 7 常任幹事は、会長の命を受けて重要な会務を執行する。
- 8 幹事は、組織の根幹となって会務を執行する。
- 9 会計監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第14条 役員は、次の方法により選出する。

- 1 名誉顧問は、母校理事長を推す。
- 2 名誉会長は、母校学長を推す。
- 3 会長・副会長は代議員会（常任幹事・幹事）で同窓会員の中から選出する。
- 4 監事は、会長の同意を得て、幹事の中から指名する。
- 5 常任幹事は、代表幹事が会長の同意を得て、幹事のうちから任命する。
- 6 監事・会計監事は、会長の同意を得て、会員のうちから任命する。

(役員任期)

第15条 名誉顧問、名誉会長、会長を除く役員任期は、5年とする。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。また、役員は次期改選までその任に当たるものとする。

第四章 会議

(会議種類)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会及び幹事会とする。

(総会)

- 第17条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長、副会長、監事、常任幹事、幹事、及び会計監事をもって構成する。会員は、総会に出席して、意見を述べるができる。
- 2 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
 - 3 総会の開催は、開催日の3週間前までに、構成員に対して期日、場所等を適切な方法により周知する。
 - 4 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 本会の解散
 - (2) その他会長が必要と認める事項

5 総会の決議は、出席した構成員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の規定にかかわらず、本会の解散の決議については、出席した構成員の4分の3以上の同意をもってこれを決する。

7 次の事項は、総会において報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 前年度収支決算
- (3) 当該年度収支予算
- (4) 新たに選任された役員

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長、監事、常任幹事及び幹事で構成する。

2 会長は、必要に応じて、理事会を招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 副会長、監事、常任幹事、及び幹事の選任に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 会則の改正に関する事。
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (5) 支部及び登録団体の認定に関する事。
- (6) 会員の除名処分に関する事。
- (7) その他本会の運営に関し必要な事項

4 理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の規定にかかわらず、第3項に規定する審議事項のうち、次に掲げる事項について審議するときは、出席者の3分の2以上で可決する。

- (1) 会則の改正に関する事。
- (2) その他会長が必要と認める事項

(常任幹事会)

第19条 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事で構成する。

2 会長は、必要に応じて、常任幹事会を召集し、その議長となる。

3 常任幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画案の策定に関する事。
- (2) 予算案及び決算案に関する事。
- (3) 事業の実施方針に関する事。
- (4) その他幹事会から付託された事項

4 常任幹事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

- 5 常任幹事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 常任幹事会は、必要があると認めるときは、幹事又は監事の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第20条 幹事会は、事務局長、常任幹事、幹事及び事務局員で構成する。
- 2 会長は、必要に応じて、幹事会を召集し、その議長を任命する。
 - 3 幹事会は、次に掲げる事項について審議するとともに、事業を実施する。
 - (1) 事業計画案の企画・立案に関すること。
 - (2) 事業の実施に関すること。
 - (3) その他事務局長が必要と認める事項

第五章 支部及び登録団体

(支部)

- 第21条 本会に、支部を置く。支部地域に居住する会員は、当該支部に所属するものとする。
- (東北・北海道、 関東・北陸・甲信越、 東海・近畿、 中国・四国、 九州・沖縄)
- 2 支部はその地域名を用い、第一工業大学同窓会〇〇支部という。
 - 3 支部に、支部長を置き、それぞれの長(代表)をもって充てる。
 - 4 支部長は、支部の業務を総理する。

(登録団体)

- 第22条 本会に、登録団体を置く。
- 2 登録団体は、理事会が認める支部以外の団体をもって充てる。

第六章 会計

(会計)

- 第23条 本会の会計は会費、寄附金及び雑収入をもって充てる。
- 2 会費等は、別に定める。
 - 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。
 - 4 本会の収支決算は、毎年度終了後3月以内に編成し、監事の監査を経て、理事会の議決を得なければならない。
 - 5 本会は基本財産を蓄積する。基本財産の運用は本部理事会の議を経て総会において決定する。
 - 6 基本財産は会計がこれを保管し、いかなる事情によるも元本を消滅してはならない。

第七章 事務局

(事務局)

- 第24条 本会に、その業務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、第一工業大学内に置く。
 - 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
 - 4 事務局長は、会長の任命を受けて、事務局の業務を統括する。
 - 5 事務局長は、事務局の業務を総理する。
 - 6 事務局員は、事務局の業務を処理する。

第八章 雑則

(会則改廃、規則、規定)

- 第25条 本会則の改廃は、常任幹事会の議を経て幹事会において行う。
- 2 本会則で定めるもののほか、必要な事項は規則、規程で定めるものとし、規則、規程の制定、改廃は常任幹事会において行う。
この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則関係 卒業生で構成するいわゆる『同窓会』という組織は、この会則施行後、本会設立当初に選任又は委嘱される役員は、この会則に基づき選任又は委嘱されたものとみなす。

- 附 則 1 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この会則施行後、本会設立当初に選任される役員は、別表のとおりとし、当該役員は、この会則に基づき選任されたものとみなす。
当面の間「同窓会設立委員」として次期総会まで任期を補うこととする。

この会則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

鹿児島県霧島市国分中央1丁目14-50 都築教育学園記念第一学生寮
会長 竹下 俊一

